

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社ジェイアール東日本企画

期間：令和７年１１月２０日～令和８年８月１９日（９ヶ月）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

株式会社ジェイアール東日本企画は、国土交通本省及び観光庁が令和５年度に交付した補助金２件（※）に関して、実際の従事状況に基づくことなく算定した人件費を、当該補助金交付のため必要な実績報告書等に記載して国土交通本省等に提出し、補助金を過大に請求していた。

（※）「住宅市街地総合整備事業補助金（空き家対策総合支援事業（モデル性の高い空き家対策に関する広報等を行う事業））」及び「訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金（観光再始動事業）」

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第１５号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。